

**三条市の移住支援制度を活用した人が過去最多
三条市の移住・定住向け補助金がリニューアル**

昨年度、三条市の移住支援制度を活用した人は過去最高の240人でした。今年度は、「移住家族住まいづくり補助金」「移住者家賃補助金」「民間移住促進住宅整備補助金」を新設するなど、移住・定住促進の補助金をリニューアルし、さらに移住者の確保と定着を促進していきます。

【本件のポイント】

- 令和7年度三条市の移住支援を活用した移住者は過去最高の240人
- 令和8年度は、移住・定住促進の補助金をリニューアル。「移住家族住まいづくり補助金」「移住者家賃補助金」「民間移住促進住宅整備補助金」を新設

【本件の概要】**1 移住家族住まいづくり補助金（新設）**

市外から転入した人がいる夫婦の双方などが39歳以下の世帯が、住宅を新築または又は購入するときの費用の一部を補助します。

(1) 対象

- ア 夫婦等の双方またはひとり親の場合はその本人が39歳以下であり、世帯員が本人を含み2人以上いる。
- イ 夫婦等のうち少なくとも1人が3年以内に市内に移住した。
- ウ 5年以上、本市に居住する意思を有していること。 など

(2) 対象経費

- ア 新築住宅に係る工事費または購入費
- イ 中古物件の購入費および購入に伴うリフォーム費用など

(3) 上限額

160万円（基本額60万円に新婚や子どもがいるなどの条件により加算）

2 移住者家賃補助金

令和7年度までの移住・定住支援補助金における家賃補助を引き継いで実施します。県外から転入し、県内で就業等されている人の民間賃貸住宅の家賃を3年間補助します。

(1) 対象

- ア 県外から転入し、40歳未満の世帯員がいる。
- イ 県内の企業に就職し、または県内で開業した世帯員がいる。
- ウ 3年以上継続して本市に居住する意思を有している。 など

(2) 対象経費 民間賃貸住宅の賃借料**(3) 上限額 3年間で42万円****3 民間移住促進住宅整備補助金（新設）**

民間事業者等が下田地域に所在する空き家を改修して移住者に賃貸するときの、空き家を取得、賃借、改修するための経費を補助します。

(1) 対象

県内に事業所又または事務所を有する法人又は個人事業主 など

(2) 対象経費 下田地域に所在する空き家の取得、賃借、改修に係る経費

(3) 補助率・上限額 対象経費の2分の1以内・300万円

4 令和8年度も継続する補助金など

(1) 奨学金返還支援補助金

三条市にUターンした人または三条市立大学もしくは三条看護・医療・歯科衛生専門学校を卒業し市内で働く人を対象に、奨学金の返還を5年間上限180万円支援

(2) 移住支援金

東京圏から要件を満たして三条市に移住した人を対象に、単身者には60万円、2人以上の世帯の人には100万円、18歳未満の世帯員1人につき、上記に100万円加算して交付

(3) 看護師等就業・移住支援金

市外から三条市に移住し、看護師、准看護師として市内で就業した人または就業予定の1人につき50万円支給

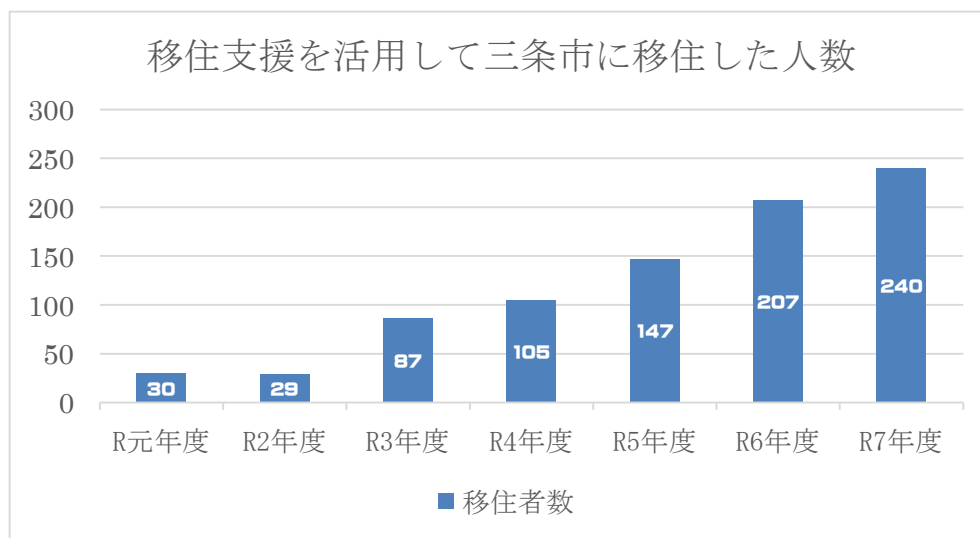
(4) 看護師等住宅団地移住奨励金

住宅団地「帯織街苑」の新規土地購入者または同一世帯で、市内の医療機関に就業（予定を含む。）する看護師、准看護師が移住した場合に100万円交付

5 その他

(1) 令和7年度まで実施の移住・定住支援補助金、結婚新生活支援補助金は見直して現行の補助金に集約したことにより終了しました。

(2) 申請・問い合わせ 地域経営課 電話：0256-34-5646



【問い合わせ】 三条市市民部 地域経営課 コミュニティ推進係 三方、鈴木
電話：0256-34-5646